ヒヤマ・クボタ法律事務所
Hiyama & Kubota Law Offices

# News Letter VOL.10

発行／2021年3月8日　発行者／ヒヤマ・クボタ法律事務所　〒530-0052 大阪市北区南扇町1-3 ミルフェスト北堀川2階　電話：06-6766-4360

## ごあいさつ

皆さま、お変わりなくお過ごしですか。

大阪では緊急事態宣言が解除され、人出も経済活動も少しずつ動きが出てきたように思います。今回の緊急事態宣言の最中、裁判所で裁判官と雑談する機会があったので、「今回の緊急事態宣言では裁判期日は延期にはならないんですね」と尋ねてみました。裁判官いわく、「前回裁判を止めたせいで今大変なことになっています。新しい案件もなかなか期日が入らないし、進行中の案件も期日指定が伸び伸びで・・・」と。ということで、二度と裁判が止められることはないそうです。ただ、それでも、特に家庭裁判所での調停は、窓のない部屋を調停室として利用することができないため、同時に進行できる期日は半減しているそうです。まだまだ通常どおりの期日進行とはならなさそうですね。

当事務所でも引き続き、安心・安全第一に業務を続けてまいります。

## 改正相続法と事業承継

隔月で改正相続法について掲載してきましたが、今月は、改正相続法の中でも、会社経営者に影響があると思われるものをご紹介します。

### ＜遺留分とは＞

今回の相続法改正の一つに、遺留分の金銭債権化があります。この改正のおかげで事業承継がしやすくなりましたので、ご紹介します。

まず、遺留分というのは、被相続人の財産のうち、一定の相続人が必ず確保できる財産のことです。例えば、会社を経営していた被相続人に妻と2人の息子がいる場合に、被相続人が自分の全ての財産を跡継ぎの長男にだけ相続させるという内容の遺言を残したとします。この場合、妻は遺産の4分の1、二男は8分の1を自己の遺留分として長男に分配するよう請求できます。

### ＜改正前の問題点＞

改正前の相続法では、この遺留分の請求（遺留分減殺請求）には、権利移転の効果がありました。つまり、被相続人の財産の中に会社の株式や会社が使用する不動産があった場合に、妻と二男が遺留分減殺請求権を行使すると、株式も不動産も、長男、妻、二男の3人が共有することになっていたのです。

共有状態になると、跡を継いだはずの長男は、株主としての権利を単独で行使することができなくなり、また、不動産の有効利用も単独ではできなくなります。急遽運転資金が必要となって、不動産を担保に借入れをしようとしても、妻や二男が同意してくれなければできません。結局、長男は自分の采配で会社の経営をすることができず、会社を閉じなければならなくなることもありました。

### ＜改正による解決＞

相続法の改正により、遺留分の請求は、金銭の請求権（遺留分侵害請求権）となりましたので、前の例では、長男は、妻や二男に対して、それぞれの遺留分に相当する金銭を渡せばよく、会社の株式も不動産も単独で自由に利用できることになりました。

### ＜遅延損害金も発生＞

ある程度具体的な金額を特定して遺留分侵害請求がされた場合、その請求の日から遅延損害金も発生します。

事業を承継するために多くの財産を遺言で遺された相続人は、他の相続人から遺留分の請求をされる可能性を前提に、早期に遺産の算定を行い、請求を受けた時にはできるだけ早く対応できるように準備しておいた方がいいでしょうね。

### ＜遺言の作成にも注意＞

自分の会社を跡継ぎに渡したい経営者の皆様は、そもそも遺言を作成する段階で、他の相続人の遺留分に十分配慮した上で遺言を作成することをお勧めします。

ちょっとした配慮で、跡継ぎが安心して会社を経営することが可能になりますし、不要な親族間のトラブルも回避することができます。

## 毎日note更新中

会社の経営には欠かせない労働問題について、弁護士檜山洋子が毎日「note」にて情報を更新中です。

是非、ご覧ください！

⇒https://note.com/yokohiyama71

### 事務所公式Twitter・Facebook・Instagramがあります！

当事務所には、LINE以外にも、公式のTwitter・Facebook・Instagramがあります。
Facebookは事務所設立したからまもなく立ち上げましたが、TwitterとInstagramは昨年から始めました。
「顔の見える法律事務所・弁護士」を目指して今年も情報をどんどん発信していきます。
お楽しみに！
各SNS活用についての皆様のご意見も大歓迎です。メッセージをお待ちしております。
どうぞよろしくお願いします。